

東久留米市勤労市民共済会宿泊施設利用補助規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）会員相互の交流や余暇活動を充実させるため、旅館、ホテル等の宿泊費等に対して補助を行うために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、国内旅行の宿泊費及び宿泊施設における食事費用で5000円を超えるものとする。

2 ただし、飲酒費用は除く。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、勤労市民共済会の会員とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金は一人につき毎年度1回を限度に支給する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一律2,500円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、旅館、ホテル等への宿泊後、利用補助金申請書に必要事項を記入し、領収書及び宿泊証明書を添え申請するものとする。

2 領収書に申請者名及び宿泊日、宿泊先の記載がない場合は、それらが確認できる資料を添付するものとする。

3 補助金の申請は、入会翌月以降の宿泊からとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金の支払いは、申請書確認後速やかに支払うものとする。

(請求の時効)

第8条 補助金の請求は施設利用後1年以内とし、その後は失効する。

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、同日から適用する。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行し、同日から適用する。

3 この規程は、平成28年4月1日から施行し、同日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。